

村上市心身障害者福祉金が支給されます

■受給対象となる人

- 令和元年7月1日現在で次の①～⑤すべてに該当する人が対象です。
 - ①身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか交付を受けている人
 - ②市民税が非課税で、公的年金および手当て（※）の支給を受けていない人
 - ③1年以上市内に住所を有している人
 - ④施設に入所していない人
 - ⑤生活保護を受給していない人
- ※「公的年金および手当て」とは、老齢基礎年金、老齢厚生年金、共済年金、障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、恩給、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童手当など



■申請に必要なもの

- ・心身障害者福祉金支給申請書（福祉課および各支所地域振興課地域福祉室にあります）
- ・振込口座の通帳
- ・印鑑

■福祉金の額

【身体障害者】	1級	5万円
	2級	4万円
	3級	3万円
【知的障害者】	A判定	5万円
	B判定	3万円
【身体障害者】	1級	5万円
	2級	4万円
	3級	3万円

●問い合わせ 福祉課福祉政策室

☎53・2111（内線2322）
または各支所地域振興課地域福祉室

重度心身障害者医療費助成制度（県障）のお知らせ

■利用できる人

- 重度心身障害者医療費助成制度（県障）は、重度心身障がい者の医療費や入院時の食事療養費（標準負担額減額認定証を持つている人）、訪問看護医療費を助成する制度です。
- 自立支援医療など、ほかの医療費の軽減制度が受けられる場合は、そちらが優先されます。
- ※転入してきた場合は、申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください

■助成の受け方

- ①身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人
 - ②療育手帳Aの交付を受けている人
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- ※一定以上の所得がある場合と助成停止となります

■医療費の払い戻し（償還払い）

- ①治療用装具を購入したとき
- ②入院時生活療養費（住民税非課税世帯の場合）を支払ったとき
- ③県外の医療機関を受診したときなどは、申請をすると後日、自己負担額を超えた金額を還付します。

●問い合わせ 福祉課福祉政策室

☎53・2111（内線2322）
または各支所地域振興課地域福祉室

